

胆沢プール

使用区分			基本使用料		
			一般	児童及び生徒	幼児
個人使用の場合（1人1回の入場につき）			350円	100円	50円
貸切使用の場合（1時間までごとに）	入場料を徴収しない場合	休日以外の日	8,800円		
		休日	13,200円		
	入場料を徴収する場合	休日以外の日	17,600円		
		休日	22,000円		

- 1 「児童及び生徒」とは、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 2 「休日」とは、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 3 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、個人使用の場合及び国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。